



誘導区域図

(19 / 27)

行政区域
都市計画区域
市街化区域

都市機能誘導区域
中心拠点
地域拠点

居住誘導区域
都心居住区域
公共交通沿線居住区域
居住環境形成区域

その他市街化区域
一般居住区域
その他市街化区域
その他の市街化区域
土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、
特防用治地・地区計画のうちの50%の建築が
制限されている区域、みたけ地区を除く工業地帯、
港湾施設

この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有
の盛岡市域都市計画図(1/2500, 1/10000)を
複製したものである。
(水印番号)平成29年8月21日岩手県指令第8-5号

